

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスを、当社の経営を規律し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための重要な経営課題と位置付けており、これまで社外取締役の選任、取締役数の削減、執行役員制度の導入及び取締役の任期短縮など、経営組織の改革を行ってきました。引き続き、監査役による監査機能を重視するとともに、内部監査組織の充実を図り、コンプライアンス、リスク管理及び財務報告に係る内部統制体制の整備を推進し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友不動産株式会社	15,708,840	8.02
大和ハウス工業株式会社	10,000,000	5.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,108,000	4.14
三井住友海上火災保険株式会社	6,634,000	3.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,673,000	2.90
三井住友信託銀行株式会社	5,081,000	2.59
住友生命保険相互会社	3,591,000	1.83
株式会社三井住友銀行	3,550,600	1.81
住友商事株式会社	3,381,000	1.73
日本電気株式会社	3,310,240	1.69

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

- 当社は、自己株式17,350,256株を保有していますが、上記の大株主から除外しております。
- 三井住友信託銀行株式会社から平成26年7月22日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成26年7月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨の報告を受けましたが、上記大株主の状況に記載した三井住友信託銀行株式会社の所有株式数5,081,000株を除き、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書に基づく、所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合は以下のとおりであります。
 - 三井住友信託銀行株式会社 所有株式数 8,187,000株 所有割合4.18%
 - 日興アセットマネジメント株式会社 所有株式数 1,714,000株 所有割合0.87%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の子会社のうち、平成18年9月に当社が株式公開買付けにより子会社化した遠州トラック株式会社は上場しております。当社は、同社の経営の独立性を尊重しており、また、これにより同社及び当社グループの企業価値の最大化を図ることができるものと考えております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邊隆文	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊隆文	○	_____	渡邊隆文氏は、弁護士及び公認会計士として主に財務及び会計に関する豊富な知識を有しており、当社社外監査役在任期間(平成17年6月29日から平成26年6月25日まで)において独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしてきました。同氏は当社の業務内容に精通しており、同氏の弁護士及び公認会計士としての経験から培われた豊富な知識を当社の経営に活かすため、同氏を社外取締役に選任しております。同氏は当社との間に特別の利害関係はなく、また株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、それぞれの年間計画の策定及び実施において情報交換を行うとともに、会計監査人は監査状況を定期的

に監査役に報告、説明し、必要に応じて情報交換を行い、業務を遂行しております。
当社は、内部監査のための組織として監査部を設置しております。監査役及び監査部は、それぞれの年間計画の策定及び実施において情報交換を行うとともに、監査部は内部監査実施の都度、内部統制システムに係る状況及びその他の監査結果について、監査役に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
河内悠紀	弁護士													
馬淵睦夫	その他										△			
山口修司	弁護士										○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河内悠紀	○	――	河内悠紀氏は、仙台・名古屋・大阪各高等検察庁検事長及び弁護士としての専門的な知識・経験を有しており、当社の経営に関する監査機能を一層強化するため、同氏を社外監査役に選任しております。 同氏は当社との間に特別の利害関係はなく、また株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと考えております。
馬淵睦夫	○	馬淵睦夫氏は、平成20年11月まで国家公務員でありました。当社は国の行政機関である省庁と物流業務に関する取引があるものの、平成26年3月期における取引額は当社連結営業収益の0.01%未満と僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	馬淵睦夫氏は、長年にわたり外交官として培ってきた豊かな国際経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営に関する監査機能を一層強化するため、同氏を社外監査役に選任しております。 同氏は当社との間に特別の利害関係はなく、また株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと考えております。
山口修司	○	山口修司氏は、岡部・山口法律事務所の代表であります。当社は同法律事務所と物流業務及び法律相談等に関する取引があるものの、これらの平成26年3月期における取引額は、物流業務については当社連結営業収益の0.01%未満、法律相談等については同法律事務所の売上高の0.1%未満といずれも僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、当該法律相談等については同氏が直接関与したのではなく、また当社は同法律事務所と顧問契約を締結しておりません。	山口修司氏は、弁護士として主に海事関係分野に関する専門的な知識と経験を有しており、当社の経営に関する監査機能を一層強化するため、同氏を社外監査役に選任しております。 同氏は当社との間に特別の利害関係はなく、また株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成18年6月29日開催の第129期定時株主総会において、取締役の金銭による報酬等の額とは別枠として、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額6,000万円を上限として設けることが承認可決されました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役

該当項目に関する補足説明

更新

当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、取締役に対しストックオプションとしての新株予約権を付与しております。

- 2006年度ストックオプション新株予約権
発行決議の日：平成19年2月13日
新株予約権の数：125個
目的となる株式の種類及び数：当社普通株式125,000株(新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の発行価額：無償
行使価額：1株につき986円
行使期間：平成21年2月14日から平成29年2月13日まで
当社役員が保有している新株予約権の数：30個(内訳)取締役(社外取締役を除く)30個(1名)
- 2007年度ストックオプション新株予約権
発行決議の日：平成19年11月29日
新株予約権の数：106個
目的となる株式の種類及び数：当社普通株式106,000株(新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の発行価額：無償
行使価額：1株につき618円
行使期間：平成21年11月30日から平成29年11月29日まで
当社役員が保有している新株予約権の数：30個(内訳)取締役(社外取締役を除く)30個(1名)
- 2008年度ストックオプション新株予約権
発行決議の日：平成20年8月29日
新株予約権の数：56個
目的となる株式の種類及び数：当社普通株式56,000株(新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の発行価額：無償
行使価額：1株につき434円
行使期間：平成22年8月30日から平成30年8月29日まで
当社役員が保有している新株予約権の数：27個(内訳)取締役(社外取締役を除く)27個(1名)
- 2010年度ストックオプション新株予約権
発行決議の日：平成22年11月5日
新株予約権の数：20個
目的となる株式の種類及び数：当社普通株式20,000株(新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の発行価額：無償
行使価額：1株につき419円
行使期間：平成24年11月6日から平成32年11月5日まで
当社役員が保有している新株予約権の数：0個
- 2011年度ストックオプション新株予約権
発行決議の日：平成23年11月7日
新株予約権の数：21個
目的となる株式の種類及び数：当社普通株式21,000株(新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の発行価額：無償
行使価額：1株につき355円
行使期間：平成25年11月8日から平成33年11月7日まで
当社役員が保有している新株予約権の数：0個
- 2012年度ストックオプション新株予約権
発行決議の日：平成24年8月30日
新株予約権の数：40個
目的となる株式の種類及び数：当社普通株式40,000株(新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の発行価額：無償
行使価額：1株につき354円
行使期間：平成26年8月31日から平成34年8月30日まで
当社役員が保有している新株予約権の数：0個
- 2013年度ストックオプション新株予約権
発行決議の日：平成25年8月29日
新株予約権の数：125個
目的となる株式の種類及び数：当社普通株式125,000株(新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の発行価額：無償
行使価額：1株につき620円
行使期間：平成27年8月30日から平成35年8月29日まで
当社役員が保有している新株予約権の数：115個(内訳)取締役(社外取締役を除く)115個(6名)
- 2014年度ストックオプション新株予約権
発行決議の日：平成26年8月28日
新株予約権の数：125個
目的となる株式の種類及び数：当社普通株式125,000株(新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の発行価額：無償
行使価額：1株につき563円
行使期間：平成28年8月29日から平成36年8月28日まで
当社役員が保有している新株予約権の数：125個(内訳)取締役(社外取締役を除く)115個(6名)、社外取締役10個(1名)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

- ・役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数（平成26年3月期）
取締役（社外取締役を除く。）：365百万円（基本報酬316百万円、ストックオプション19百万円、退職慰労金29百万円）（9名）、
監査役（社外監査役を除く。）：59百万円（基本報酬59百万円）（3名）、
社外役員：33百万円（基本報酬31百万円、ストックオプション1百万円）（4名）
（注）1. 上記には、平成25年6月26日開催の第136期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名が含まれております。
2. 上記退職慰労金は、平成17年6月29日開催の第128期定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役3名のうち2名に対して支給したものであり、前事業年度までの有価証券報告書において開示した役員退職慰労引当金は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、金銭による報酬等の額として月額33百万円（平成18年6月第129期定時株主総会決議）及びストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額60百万円（平成18年6月第129期定時株主総会決議）であります。また、監査役の報酬限度額は、月額8百万円（平成18年6月第129期定時株主総会決議）であります。
- ・役員ごとの連結報酬等の総額等
安部正一（取締役）：100百万円（基本報酬95百万円、ストックオプション5百万円）
（注）連結報酬等の総額が100百万円以上である者に限定して記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において決定しております。
各取締役の金銭報酬は、役位及び職責等に応じ、当社の業績、経営環境及び経済情勢等を考慮のうえ決定しております。金銭報酬のほか、当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、取締役にに対しストックオプションとしての新株予約権を支給しております。
また、各事業年度の上記取締役の報酬等の決定方法は取締役会の決議によるものであります。
各監査役の報酬等は、監査役の協議により決定しております。
なお、退職慰労金については、取締役及び監査役ともに平成17年6月開催の第128期定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役が、取締役に付議される議案について十分な検討を行えるよう、重要議案については、必要に応じて事前説明を行っております。
また、監査役の業務補助及び監査役会の運営に関する事務を行う専任者として監査役付1名を置いています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社のコーポレート・ガバナンスに関する機構は次のとおりであります。
監査役制度を採用しており、経営管理組織としては、取締役会、監査役会、常務会及び執行役員会があります。
取締役会は、執行役員制度の導入により少数の取締役で構成し、迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行状況を監督しており、原則として月1回開催しています。経営監督機能のさらなる強化を図るため、社外取締役1名を選任しているとともに、監査役は取締役に出席し、必要に応じて意見を述べております。また、取締役の責任をより一層明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更しております。
監査役会は、監査の方針、監査の計画、監査の方法、その他監査役の職務執行に関する事項について定めるとともに、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い又は決議しております。また、経営に関する監査機能を一層強化するため、社外監査役3名を選任しているとともに、常勤の監査役を2名体制としております。
常務会は、社長執行役員、専務執行役員及び常務執行役員で構成し、取締役会付議議案の事前の検討やその他経営上の重要事項の審議を行うなど、意思決定の一層の効率化を図っており、原則として月2回開催しています。
執行役員会は、原則として月1回開催し、執行役員のほか、執行役員に就かない本店支配人、部長・室長及び支店長並びに常勤の監査役で構成し、取締役会付議事項等の重要事項の伝達及び業務執行にかかわる重要な事項についての意見交換等を行っております。
上記の経営管理組織における決定に基づく業務執行については、取締役会決議に基づき役割を分担する執行役員等が、社内規則で定められた執行手続きにより効率的に実施しています。
また、当社は取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に関する経営監督機能のさらなる強化を図るため、独立性を有する社外取締役を選任しております。
監査役は、法令及び定款等に基づき、内部統制システムの整備状況及び業務の遂行状況に重点を置き監査を実施しているほか、必要に応じ国内外関係会社についても調査を行っております。また、取締役会のほか、当社の経営に関する重要な会議への出席等により、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況の報告を受けています。監査役の一層の機能強化を図るため、独立性を有する社外監査役を3名選任しております。また、監査役の業務補助及び監査役会の運営に関する事務を行う専任者として監査役付1名を置いています。
会計監査については、有限責任 ずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法等に基づき、会計に関する事項の監査を受けております。平成26年3月期に業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。
・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 中尾正孝
指定有限責任社員 業務執行社員 堀内計尚
・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士等13名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記2のとおり監査役設置会社制度を採用し、独立性を有する社外取締役を選任するほか、監査役による監査機能を重視することが、当社の経営を規律し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための現時点における最適なコーポレート・ガバナンス体制であると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成26年6月25日開催の第137期定時株主総会に際し、平成26年6月3日に招集通知を発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	第137期定時株主総会は、集中日の2営業日前に当たる平成26年6月25日に開催しました。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し当社ホームページに掲載しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	開催頻度 : 半期毎 直近の実施年月日 : 平成26年11月7日 説明者 : 社長 安部正一、取締役常務執行役員 間嶋 弘 説明内容 : 平成27年3月期第2四半期決算 参加者数 : 約30名	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料に関するホームページURL : http://www.sumitomo-soko.co.jp/ir/index.html ホームページにおいて掲載している投資者向け情報の種類 : 適時開示資料、決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、 四半期報告書、株主総会招集通知、株主総会決議通知、 議決権行使結果に係る臨時報告書、報告書(株主の皆様へ)、 財務ハイライト、IRカレンダー、株式の状況、配当情報、 定款・株式取扱規程	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員 : 取締役常務執行役員 間嶋 弘 IR事務連絡責任者 : 事業推進部長 大庭弘継 IR担当部署 : 事業推進部広報IR課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	住友倉庫企業行動指針において、人権・人格の尊重、顧客・取引先との健全な関係の確立及び社会への貢献を宣言しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業活動による環境負荷を軽減するなど環境保全に一層貢献するため、平成18年5月22日付で当社及び当社グループにおける環境方針を策定しました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	住友倉庫企業行動指針において、株主・投資家、取引先、地域社会等様々なステークホルダーとのコミュニケーションを図り、積極的かつ公正な情報開示を行うことを宣言しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社長を委員長とするCSR委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理、財務報告に係る内部統制体制の整備、環境保全及び当社が提供するサービスの品質改善等に関する諸施策を立案し、取締役会の決議を経て実施することとしております。また、当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議しましたが、金融商品取引法の施行等に伴い内容のさらなる充実を図ることとし、平成20年3月26日開催の取締役会において同方針の一部改訂を決議いたしました。さらに執行役員制度の変更に伴い、平成22年6月29日開催の取締役会において同方針の一部改訂を決議いたしました。改訂後の同方針の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款等に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、事業活動を推進するにあたり、法令遵守はもとより、社会規範及び企業倫理に則った公正かつ適正な経営を実現するとともに、その透明性を高め、将来にわたり社会的責任を果たすことができるよう、以下の諸施策を実施する。
 - ア. コンプライアンス規則、住友倉庫企業行動指針、住友倉庫企業行動基準及びコンプライアンス・マニュアルを定め、当社の業務に従事するすべての者は、法令、社内規則、社会規範及び企業倫理を遵守する。
 - イ. CSR委員会は、コンプライアンスに関する社内規則等の立案を行い取締役会に付議するほか、関係部署と連携してコンプライアンスに関する教育・研修を充実させるなど、取締役及び使用人に対しその周知、徹底を図る。
 - ウ. CSR委員会は、通報先を社内窓口及び社外の複数の弁護士とする内部通報制度を適正に運用することにより、コンプライアンスに係る問題について情報を早期に入手し、的確に対処する。
 - エ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するよう体制を整備し、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
 - ・ 社外取締役を選任することにより、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に関する経営監督機能のさらなる強化を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 株主総会議事録、取締役会議事録のほか、取締役の重要な意思決定に関する情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、社内規則に基づき定められた期間、保存する。
 - ・ 当該文書は、担当部署にて適正に管理し、取締役及び監査役からの要請に備え常時検索及び閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理規則において定められた基本方針等に基づき、事業活動上のリスクに関する管理体制を整備する。
 - ・ 事業活動における各種のリスクが発生した場合、又は発生が予測される場合には、速やかに担当部署を定め、可能な限り損失を回避するよう努める。
 - ・ 監査部は、リスク管理に関する事項についての内部監査を実施する。
- (4) 財務報告の基本方針及び財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・ 当社は、法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等の定めるところにより、財務報告を行う。
 - ・ 取締役会及び監査役は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの合理性及び内部統制システムの有効性に関して適切な監督及び監視を行う。
- (5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会は、執行役員制度の導入により少人数の取締役で構成し、迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行状況を監督する。監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べる。
 - ・ 執行役員の業務執行上の職責に応じて役付執行役員を選定し、執行役員の業務執行機能の強化を図る。
 - ・ 常務執行役員以上で構成する常務会を設置し、取締役会付議議案の事前の検討やその他経営上の重要事項の審議を行うなど、意思決定の一層の効率化を図る。
 - ・ 上記の経営管理組織における決定に基づく業務執行については、取締役会決議に基づき役割を分担する執行役員等が、社内規則で定められた執行手続きにより効率的に実施する。
 - ・ 中期経営計画を策定し、当社グループの経営目標の達成に努める。
- (6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 当社グループの内部統制システムは、当社の関係部署がCSR委員会と連携して子会社の指導を行い、取締役がこれを監督する。
 - ・ 監査役は、必要に応じ子会社に対しその会社の状況につき報告を求め、又は直接その業務及び財産の状況の調査を行う。監査部は必要があれば子会社の内部監査を行う。
 - ・ 取締役及び監査役は、子会社における内部統制システムの構築状況について定期的に報告を受け、必要に応じ指導する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 監査役の業務補助及び監査役会の運営に関する事務を行うべき使用人として、専任の監査役付を置く。
 - ・ 監査役付の人事評価は常勤の監査役が行うとともに、異動等人事に関する事項については事前に常勤の監査役の同意を得る。
- (8) 取締役及び使用人等による監査役への報告に関する体制
 - ・ 監査役は、取締役会のほか、当社の経営に関する重要な会議への出席等により、取締役及び使用人からその職務の執行状況の報告を受ける。
 - ・ 取締役は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、これを直ちに監査役会に報告する。
- (9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するためのその他の体制
 - ・ 監査役は、代表取締役と定期的に会合し、その経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題その他について意見を交換し、相互認識を深める。
 - ・ 監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、監査方針及び監査計画について説明を受けるとともに、会計監査について随時報告を受け意見交換を行う。
 - ・ 監査部は、内部統制システムを含む内部監査結果について監査役に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

〔反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方〕

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するよう体制を整備し、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

〔反社会的勢力排除に向けた整備状況〕

当社は、平成20年3月26日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針の一部改訂を決議し、上記のとおり反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を同方針に明文化しています。

また、コンプライアンスに関する当社の基本方針である「住友倉庫企業行動指針」においても反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明記しています。「住友倉庫企業行動指針」に基づき、当社の従業員が業務を遂行するうえで心得ておくべき事項を記載した「住友倉庫企業行動基準」においては、反社会的勢力からの接触があった際の対応方法について明記しており、これらは適宜社内研修等で従業員に周知しています。

反社会的勢力との対応統括部署は総務部と定め、所轄警察署及び近隣企業と連携して対応できる体制を整備し、反社会的勢力に関する情報の収集、管理及び注意喚起等を行っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〔適時開示体制の概要〕

(1) 基本的な考え方

当社は情報開示に関して、株主・投資家、取引先、地域社会等様々なステークホルダーとのコミュニケーションを図り、積極的かつ公正にこれを行うことを基本方針としており、「住友倉庫企業行動指針」に明記しております。
当社では、このような基本方針のもと、投資家の投資判断に影響を及ぼす可能性がある会社情報の管理及び開示体制等について定めた社内規程等を整備し、当社グループの内部統制体制の一層の強化を図っております。

(2) 適時開示に係る社内体制

当社は、「情報開示及びインサイダー取引防止規程」を制定し、法令及び金融商品取引所の規則に定められた会社情報（重要情報）の管理及び開示体制等を定め、社内にて周知しております。

・組織体制

当社の重要情報の適切な管理及び開示等に係る事務については、総務部担当取締役（情報取扱責任者）の指揮の下、総務部が経理部及び広報・IR等を管掌する事業推進部とともにこれを行っております。

・重要情報の集約

重要情報に該当する可能性のある情報については、直ちに各店部から総務部に報告される体制としております。子会社における情報については、子会社を統括する各部を経由し、直ちに総務部に報告されることとなっております。
また、総務部は取締役会及び常務会の事務局を担っていることから、重要な業務執行に関する意思決定が必要とされる事項については事前検討の段階から総務部に情報が集約されております。

・適時開示の要否の判断

総務部は集約された情報に関して、経理部及び事業推進部その他関係店部と協議を行い、適時開示の要否を判断します。適時開示が必要と判断された情報については関係者に対して情報管理の徹底を図っております。

・適時開示

適時開示が必要と判断された情報は、法令及び金融商品取引所の規則に則り、総務部が経理部及び事業推進部その他関係店部と協議のうえ、適時適切な開示を行うこととしております。

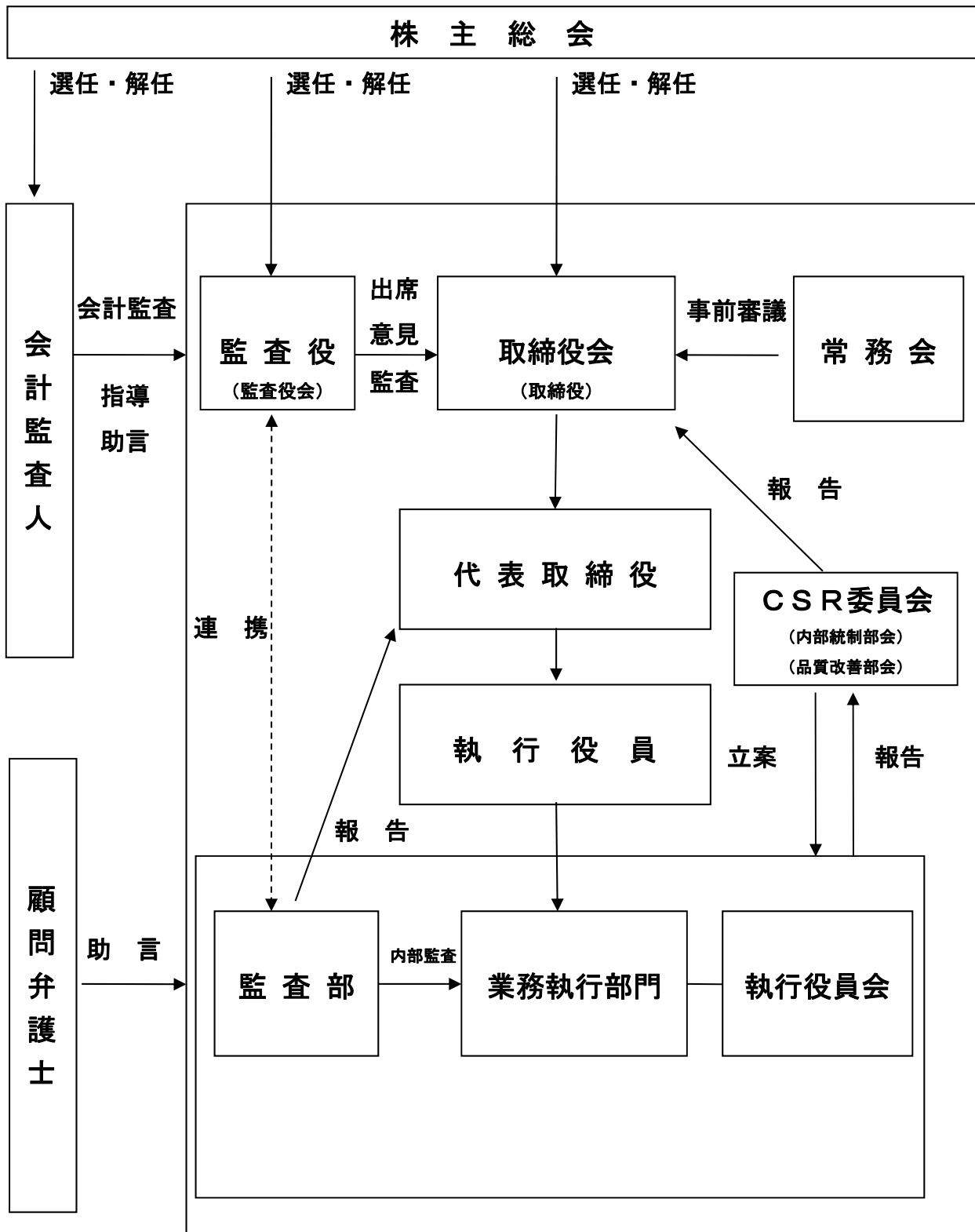
具体的には、決定事実及び決算情報については取締役会の決議後遅滞なく、発生事実については総務部担当取締役（情報取扱責任者）及び社長への報告後遅滞なく適時開示を行います。なお、決算情報の適時開示は経理部が行うこととしております。

あわせて、当社ホームページに資料を掲載するとともに、記者クラブにおける資料投函を適宜行うことにより情報の周知に努めております。

・社内体制の監査

重要情報の適切な管理及び開示体制の監査については、監査役による監査のほか、監査部が実施する内部監査を通して行われており、適宜社内体制を検証し、その改善を図っております。

【業務執行、経営監視及び内部統制の仕組み】



【適時開示に係る社内体制の模式図】

